



宮 崎 県 公 報

令和8年9月28日（月曜日） 第 749 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 64,800 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）…（障がい福祉課） 1

○公金の徴収に関する事務の委託……………（農業普及技術課） 2

○道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課） 2

○道路の供用の開始（3件）……………（ “ ” ） 3

○道路の占用を制限する区域の指定（2件）……………（道路保全課） 3

訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 4

公 告

○宮崎県の人事行政の運営等の状況の公表……………（ “ ” ） 5

○入札公告…………… 5

人事委員会規則

○職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当

管理機関が行う意見の聴取の手続に関する規則

の一部を改正する規則…………… 7

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係） [略]	別表（第2条関係） [略]
付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） 1～29 [略] 30 宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日定め）に基づく補助金のうち、 <u>就農環境整備・改善事業、働きやすい就労環境整備事業及び新規就農経営発展事業に係る補助金</u>	付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） 1～29 [略] 30 宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日定め）に基づく補助金のうち、働きやすい就労環境整備事業及び新規就農経営発展事業に係る補助金

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 680号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 9 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520300759	指定共同生活援助事業所 ボンズ・リスタ延岡	延岡市浜砂 2 丁目 18-19 エレガンス浜砂Ⅱ	株式会社ボンズ・ホールディングス	東京都渋谷区渋谷 3 丁目 21 番 11 号 渋谷サウス 7 階	令和 8 年 9 月 10 日	共同生活援助

宮崎県告示第 681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4522220047	歩庵	西臼杵郡高千穂町大字上野字町之平212番5	特定非営利活動法人一歩会	西臼杵郡高千穂町大字下野1433番地	令和8年9月1日	共同生活援助

宮崎県告示第 682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512220163	歩庵	西臼杵郡高千穂町大字上野字町之平212番5	特定非営利活動法人一歩会	西臼杵郡高千穂町大字下野1433番地	令和8年9月1日	短期入所

宮崎県告示第 683号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名称	事務所の所在地
宮崎県農業協同組合宮崎中央地区本部	宮崎市丸島町1番17号

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮崎県総合農業試験場において生産した玄米の販売業務に係る売払代金
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年8月10日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年8月10日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和8年8月12日から令和9年3月31日まで

宮崎県告示第 684号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年9月28日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番134から同郡同村同大字同字1040番134まで	旧	7.4～15.1	52.3
				新	8.8～23.6	52.3

宮崎県告示第 685号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年9月28日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 1	旧	7.4～12.1	39.6
			40から同郡同村同大字同字1040番 140まで	新	16.7～23.2	39.6

宮崎県告示第 686号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年9月28日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向1890番 1 地	旧	7.8～39.2	34.5
			先から同郡同村同大字同字1890番 1 地先まで	新	8.0～39.2	34.5

宮崎県告示第 687号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年9月28日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 1	令和8年9月28日

			34から同郡同村同大字同字1040番 134まで	
--	--	--	--------------------------	--

宮崎県告示第 688号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年9月28日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 1 40から同郡同村同大字同字1040番 140まで	令和8年9月28日

宮崎県告示第 689号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年9月28日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字鶴野1068番 6 から同郡同村同大字同字1067番14地先まで	令和8年9月28日

宮崎県告示第 690号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年9月28日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 134から同郡同村同大字同字1040番 134まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年10月14日

宮崎県告示第 691号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年9月28日から同年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 140から同郡同村同大字同字1040番 140まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年10月14日

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第11号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第3（その1）（第4条関係）						別表第3（その1）（第4条関係）					
本庁各課特定専決事項						本庁各課特定専決事項					
課	副	部	次	課長特定専決事項		課	副	部	次	課長特定専決事項	
	知	長	長				知	長	長		
	事	特	特				事	特	特		
	専	定	定				専	定	定		
	決	専	専				決	専	専		
	事	決	決				事	決	決		
	項	事	事				項	事	事		
	項	項	項				項	項	項		
〔略〕						〔略〕					
危機 管理 課				1	〔略〕	危機 管理 課				1	〔略〕
										2	〔略〕
										災害対策基本法施行令（昭和37年政令第 288号）による次の事務	
										（1） 第33条第1項の規定による車両の確認に関すること。	
										（2） 第33条第3項の規定による標章及び証明書の交付に関	

[illegible]

別表第5 (第5条関係)

出先機関の長特定専決事項

西臼杵支庁

1～2 〔略〕

3 宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）第9条第2項の所管区域に係る災害対策基本法施行令（昭和37年政令第 288号）第33条第1項の規定による車両の確認に関すること。

4～14 〔略〕

〔略〕

別表第5（第5条関係）

出先機関の長特定専決事項	
西臼杵支庁	
1～2	〔略〕
3	宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）第9条第2項の所管区域に係る <u>災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による車両の確認に関すること。</u>
4～14	〔略〕
	〔略〕

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

公 告

宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宮崎県条例第5号）第6条の規定により、宮崎県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

宮崎県県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借調達事

業者選定に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和8年9月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借調達業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の特質等 宮崎県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約上限額 210,507,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 契約期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和8年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務のものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

オ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。

カ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

キ 県税に未納がないこと。

ク 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

- (2) 共同企業体での参加は可とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 共同企業体を構成する全ての事業者が2(1)の要件を満たすこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が、単独又は別の共同企業体の構成員として、この企画提案競技に参加していないこと。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話0985-26-7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和8年9月28日から令和8年10月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には参加資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 宮崎県県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借調達事業者選定に係る企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

- (1) 配布場所 宮崎県教育庁教育政策課業務刷新・DX担当 郵

便番号 880-8501 宮崎市橋通東1丁目9番10号 電話番号0985(26)7276

- (2) 配布期間 令和8年9月28日から令和8年11月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 企画提案競技に関する質問

企画提案競技及び仕様書に関する質問がある場合は、実施要領に定める企画提案競技質問書を提出すること。

- (1) 提出先 宮崎県教育庁教育政策課業務刷新・DX担当

- (2) 提出期限 令和8年10月30日午後5時

- (3) 提出方法 電子メール (kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

- (4) 回答方法 軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。ただし、質問者名は公表しない。

6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。

- (1) 提出先 宮崎県教育庁教育政策課業務刷新・DX担当

- (2) 提出期限 令和8年10月30日午後5時

- (3) 提出方法 電子メール (kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

7 企画提案書の提出先、提出期限及び提出方法

- (1) 提出先 宮崎県教育庁教育政策課業務刷新・DX担当

- (2) 提出期限 令和8年11月9日午後5時（郵送であっても必着とする。）

- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

8 審査

資格審査の上、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションをもとに、別に設置する選定委員会を経て受託候補者を選定するものとする。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。

- (2) 参加申込書又は企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

- (3) 企画提案書が仕様書に適合しないとき及び実施要領に記載する留意事項に適合しないとき。

- (4) 同一者が2件以上の企画提案をしたとき。

- (5) 提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しないとき。

- (6) 企画提案書及び見積書の金額、氏名、印影もしくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。

- (7) その他、県の指示する事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

10 契約締結等

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。なお、契約手続に要する費用は、受託者負担とする。

- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

- (3) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。
- 11 企画提案競技に関する事務を担当する部局
宮崎県教育庁教育政策課業務刷新・DX担当
- 12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 13 その他
- (1) この企画提案競技による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of service required: Personal computers for school affairs and instruction: 500 computers
- (2) Proposal submission deadline: 5:00p.m. 9 November, 2026
- (3) Point of contact: Business Process Reform and DX section, Education Policy Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyaza-ki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7276

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年9月28日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第22号

職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続に関する規則（平成22年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（主宰者の指名の手続） 第7条 〔略〕 2 主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。	（主宰者の指名の手続） 第7条 〔略〕 2 主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続に関する規則第7条第2項の規定に基づき行われた新たな主宰者の指名の効力については、なお従前の例による。

--	--